

あるターム物リスクフリーレートの参考値が公表されたところでございます。

金融庁といたしましては、LIBOR公表停止の問題は、LIBORを参照している既存契約の顧客との間での改定の問題、リスク管理、システムの変更など、金融機関の業務に広範に影響が及ぶことから、累次にわたり金融機関に対して注意喚起を行ってきております。また、日本銀行と共同でLIBOR参照契約の規模の調査を行うとともに、先般、主要な金融機関の対応状況を確認するための調査票、いわゆるディアCEOレターを発売したところでございます。

金融庁といたしましては、二〇二一年末という時限を意識して、引き続き日本銀行及び市場関係者とも連携して、LIBOR公表停止に向けた取組が円滑に進むように対応してまいりたいと考えております。

○中西健治君 これ、余り取り上げられていないんですけども、大変大きな話でありまして、二〇二一年末ということでもうあと一年半ということでありまして、是非細心の目配りをお願いしたいんですが、大臣、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君） ロンドン・インターバンク・オフアード・レートでしたっけ、略してLIBOR、ロンドンの銀行間の取引金利を決め

る話なんですけど、これがなくなると、これは銀行で債券をとくか、デリバティブとか何とかいうもの、これ、それが基ですから、それがなくなっちゃうということになると、これは銀行として何を基に金利決めるかという、最も基本的なソフトのインフラはこれかなと思うぐらい、国際金融の中ではこのLIBORというのはソフトのインフラとしては最もでかいものかなと僕はそう思っていますので。

これちよつと、いろんな、いかげんな話があったというのでこれが停止になった、それ自体は確かなんですけども、これに代わるリライアブル、信用のあるものをつくり上げておかないとというので、まあ誰かがやるだろうぐらいに思っていたんだとは思いますが、何となく、まあコロナも重なりまして、なかなかそういった話になっっていないのが現状ですから、その意味では、今の段階としてレター、レターというか、CEOに対してのあれを出しておりましたりしていますけれども。

そういった話ですけれども、政策局長の方から話をしましたように、各銀行のトップ宛てにそういった、これに代わるものをちゃんとしておいてくださいよというお話を申し上げてはおりますけれども、何となく、すごく国際的な金融の取決めでもありますので、とてもうちなんかで思っ

おられる方がほとんどのように見受けまされども、これは、どこかでこれをやらないと、ある日突然に、できないまま流れ込んできたということになったら銀行の対応は非常に難しいことになりまますので。

そういった意味では、このCEOレター出させていただいておりますけど、これ、無用の混乱、そうですね、無用の混乱が起きるということがあり得ますので、きちんと日本の銀行の場合は、相対的に資本の内容もいいですし自己資本比率も極めていいことになっておりますので、ここがくちやくちやになるなんということにならないようにしておかないかぬと、今のうちから少なくともそういった意識だけは持つておいてもらわなにかぬと、まずはウォーニングと、警告の段階でCEOのレターを發出させていただいたところまでではさせていただいております。

○中西健治君 ありがとうございます。
○那谷屋正義君 立憲・国民・新緑風会・社民の那谷屋正義でございます。

今、中西委員の最初の方の御質問の中で、御質問というかお話の中で、いわゆるソーシャルディスタンスをメートル空けていないとシンガポールでは罰せられるというお話がありましたけれども、この部屋は完全に罰せられる部屋の状態の中にあるけれども、やはり自由の国日本ということ

の中で質問ができることをある意味幸運ということをお願いながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

なお、この法案は十四本もの法案の束ね法案ということであって、相当ないろいろとお聞きをしなきゃいけない部分がありますので、早速法案の質問に入りたいというふうに思います。

まず、今回の法案名でありますけれども、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るためというふうになっているわけでありましてけれども、金融審議会ワーキング・グループの議論を見ますと、利用者の利便の向上、利用者の保護に加え、イノベーションの促進ともバランスを取るということが重要である旨の意見がございました。

まず、最初に大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、金融サービスを取り巻く環境が変化していくことが確実視される中で、今後のこうした金融関係の法改正に際して、一つ目は利用者の利便の向上、二つ目は利用者の保護、三番目はイノベーションの促進、これらの三つについて仮に優先順位を付けるとしたら、大臣はどれを一番重要視されますか。

○国務大臣（麻生太郎君） これは、那谷屋先生なかなか一概には言えないので、利便も保護もイノベーションも、それはみんな、一つ欠けますとこの法案をやる意味がありませんし、今の時代、

急激に国際金融の世界が変わり、かつそれにフィテックと称する、ファイナンシャルテクノロジーでしたか、そのフアイナンシャルテクノロジーの進歩に合わせると保護は大丈夫かという話になりますし、利便を言っていくと、それも便利になるけれども大丈夫かという話になりまして、これなかなかどれを優先順位を付けるというのは難しいので、バランスよくこれをみんなそこそこ目配り、気配り、いろいろ配慮をして、その三つバランスよくやっていかぬのだろうと思っております。

○那谷屋正義君 もちろん、今大臣がお答えいただいたように三つの全てが重要なんだろうというふうに思いますけれども、イノベーションの促進が利用者利便の向上につながる。法によると、そういったことが、規制が利用者保護につながるんだというふうに思うわけでありましてけれども、規制を強くすれば利便性が今言われたように低下する。利用者の利便性と安心、安全というのはある意味相反するものです。非常に難しい課題であります。

しかし、まずは、私どもは、利用者の保護が優先されるべきであるというふうに考えるわけでありまして。どんなに良い商品、サービスであっても、利用者の信頼が得られなければ、その購入につながらないわけでありまして。利用者の保護、安心、

安全が最優先という視点に立って、順次質問をさせていただきます。

まず、法律名が、今回、金融商品の販売等に関する法律の題名を金融サービスの提供に関する法律に改め、そして金融サービス仲介業を創設することとされているわけでありまして。金融商品販売法は、金融商品販売業者等に対して、顧客への説明義務や説明しなかったことによる損害が生じた場合の業者の損害賠償責任等を定めるなど、利用者の保護に重きを置いたものというふうに承知をしております。今回、法案の名前が変わりましたけれども、利用者保護の考え方に変化が生じたかを確認をしたいというふうに思います。

○政府参考人（中島淳一君） お答えいたします。本法案では、金融商品の販売等に関する法律の題名を金融サービスの提供に関する法律に改めることとしたしております。これは、金融サービス仲介業の業務範囲にはローンや為替取引など必ずしも金融商品という語感にはなじまない金融サービスが含まれることから、より適切な用語を用いる形に改めるものとしたところでございます。

このように法律の題名は変更となりますが、顧客に対する説明を怠った場合等における損害賠償責任等を定めることにより顧客の保護を図るという法律の目的規定に示された精神は変わるものではなく、これまで金融商品販売法に規制されてい

た内容、精神に実質的な変更をもたらすものではないと考えております。

○那谷屋正義君 利用者保護に対する考え方に変化がないということを確認させていただきました。今回、新たな業である金融サービス仲介業の創設が必要であると判断した根拠、すなわち立法事実について金融庁にお伺いをいたします。

○政府参考人（中島淳一君） お答えいたします。既存の仲介業では、仲介を行うおとする分野ごとに登録、許可を受けること、また仲介先の金融機関に所属し、業務運営に関して指導を受けることが求められております。

こうした中、事業者が複数業種にまたがって多数の金融機関が提供する金融サービスの仲介を行うおとする場合、仲介を行う分野ごとに登録等を受けたり、全ての所属先金融機関からそれぞれ指導を受けたりする必要があり、それらに対応するための負担が大きいとの指摘があったところでございます。

実際、銀行、証券、保険、全ての分野の登録、許可を受けて金融サービスの提供を行う仲介業者は五者にとどまっております、利用者にとっては多様な金融サービスをワンストップで利用しづらい状況にあるのではないかと考えられるほか、インターネットを介した資産運用等のサービスに対するニーズも示されていたところであります。

そうしたことも踏まえて、今回、この法律を提出いたしております。

○那谷屋正義君 金融庁によれば、現行の仲介業数が、銀行代理業者が八十一者、金融商品仲介業者が八百八十六者、生命保険代理店が八万五千八百六十二者、損害保険代理店が十八万三千九十九者でありまして、そのうち銀行、証券、保険の三分野のサービスを仲介できる業者数が五者というふう聞いております。

もう少し細かく確認をしたいと思っております。も、それでは、銀行と証券を扱える業者、それから銀行、保険を扱える業者、証券、保険を扱える業者数はそれぞれ何者なのでしょうか。数のみ端的にお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人（栗田照久君） お答え申し上げます。

銀行代理業者及び金融商品仲介業者を兼ねる者は平成二年三月末で六者でございます。このうち五者は保険代理店も兼ねているということでございます。それから、保険代理店と銀行代理業者又は金融商品仲介業者を兼ねる者の数につきましては、この保険代理業者が非常に多いものでございますから、ちよつと今すぐに集計することはできませんというのを御理解賜ればと存じます。

○那谷屋正義君 保険、生保かかわらず大変多くなっているのその辺は分からないということでは

ありましたけれども、いずれにしても、既に多くの仲介業者が存在するということだと思います。

今回、金融サービス仲介業を創設することではなくて、現在ある仲介業を一層活用する、あるいは活用しやすくする、そういう選択肢はなかったのでしょうか。

既存の仲介業に加え、新たな金融サービス仲介業が加わりますと、競争が働くということで、先ほど出ました手数料が下がる、あるいは良い商品が設計されるなど、利用者にとってもメリットが生ずると思っております。

けれども、一方で、我が国は人口減少社会に突入しております。社会全体の規模が縮小している中で新たな業の追加というものは競争による淘汰の始まりというふうにも考えられますけれども、金融庁の見解をお伺いします。

○政府参考人（中島淳一君） お答えいたします。

既存の仲介業者あるいは新たに創設する金融サービス仲介業者といった様々なプレーヤーが創意工夫を凝らして互いに切磋琢磨する中で、顧客にとって魅力あるサービスの開発、提供が進むのではないかと考えております。

こうしたサービスの中には、顧客に選択されるものも選択されないものも出てくることも想定されますが、そうした試行錯誤が続けられることで、全体としては仲介サービスの質や魅力が高ま

り、より多くの利用者を呼び込むことにつながるのではないかとこのように期待をしているところでございます。

○那谷屋正義君 さはさりながら、先ほど申し上げましたように人口減少社会ということの中で、どのぐらいなのかという、どのぐらい期待が持てるのかということについては今後また注視していかなきやいけない話だと思います。

金融サービス仲介業の登録の見込みについて伺いをしたいと思います。これは要するに立法事実と同じようなことなんですけれども、これまで金融庁に寄せられた問合せの数や業界団体へのヒアリング等を基に、登録の見込みの数をお示しいただきたいというふうに思います。

また、新規参入が多いというふうに考えられるのか、既存の仲介業の兼業が多いと考えられるのかということについても、分かればお示しいただきたいと思えます。

○政府参考人（中島淳一君） お答えいたします。金融サービス仲介業については、多種多様な金融サービスをオンラインで提供しようとするフィンテック企業のほか、ビジネスの範囲を拡大しようとする既存の仲介業者などの参入が想定されるところでございます。

フィンテック企業がどれくらい新規参入してくるのか、あるいは既存の仲介業者がどれくらい参

入してくるか、正確に見通すということはもちろん困難ではございますけれども、フィンテック協会が会員企業に対して行った最近のアンケート結果によると、九十三社のフィンテック業者が参入を検討中であるというようなデータが示されております。

○那谷屋正義君 九十三社という数字が多いのか少ないのかというのはありますけれども、いずれにしても、先ほど来から言われております利用者の保護というものについてしっかりと示していかなきやいけない話でありますけれども、金融サービス仲介業者は特定の金融機関に所属をしないというのが先ほどお話ありました。

サービスの提供に関して、利用者に損害が生じた場合には、原則として金融サービス仲介業者自らが賠償責任を負うことになるわけでありまして。

金融サービス仲介業者に対しては、賠償資力の確保のために保証金の供託が義務付けられております。その額は政令で定めることとされておりますけれども、利用者保護の観点に十分御配慮いただきたいというふうに思いますが、政令でどのように定めるおつもりなのでしょうか。参考とする他業の例など、金融庁の見解を伺います。

○政府参考人（中島淳一君） 今回創設する金融サービス仲介業者については、所属制を採用しないため、保証金の供託を義務付けてその賠償資力

を確保し、顧客保護を図ることといたしております。この保証金の水準については、金融審議会で議論いただいたときには、一定の額をベースに、前事務年度に得た手数料等の一定割合を加えた額ということも示されております。

なお、お尋ねのあった他業における保証金の例について、例えば保険仲立人については過去三年間に受領した手数料等の合計額、投資助言・代理業については五百万円といった例もございます。こうした他業の例も参考にしつつ、今後、具体的な金額について検討してまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 いずれにしても、利用者保護の観点に十分御配慮いただいて、政令の方で定めていただきたいというふうに思います。

そして、保証金のほかにも、衆議院で議論になっていきますけれども、金融サービス仲介業者が取り扱可能な商品、サービスの範囲というものなど、制度の肝となる非常に重要な点がこれまた政令で定められることとなっております。後半で質疑をさせていただきます予定の資金移動業についても同じだということに思いますけれども、利用者や事業者などの国民や国会に対して十分な説明、分かりやすい説明をする必要があるというふうに思いますけれども、大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣（麻生太郎君） これは、那谷屋先生

御指摘のとおり、新しいサービスが出てくることになるので、何社参入してくるか、既存の業者プラス新しく新規参入してくる人、それが何社してくるか、その人は多分、フィンテックと言われる部分に強い人たちが出てくる可能性が極めて大きいんだと思いますけれども。いずれも、そういう人たちがきちんと供託しておいてもらうという、何というの、保証、何か起きたときの保証、そういったものの額とか、また取扱い可能ないわゆる金融サービスというものの範囲というものにつきましましては、これは政令で定めていかないかぬと思っておりますけれども。

この法案というものを踏まえまして、いろいろ措置をさせていただきます政令の内容等々については、これは当然のことながら委員会で御質疑をいただくことになっておりますし、衆議院の附帯決議の中でもその種のこと書かれておりますので、私どもとしてはその対応をしまいたいと思っております。

○那谷屋正義君 新たに創設される金融サービス仲介業について、金融庁はいわゆる店舗型の対面での営業とオンラインでの営業のどちらが主となると想定をされておりますか。対面、オンライン、それぞれの営業形態の特性、長所、短所についてどう認識をされてますか。

○政府参考人（中島淳一君） お答えいたします。

オンライン型、店舗型、どちらが主かということについては、もちろん今後の各事業者次第ということではございますけれども、今のところ、先ほどのフィンテック協会といったところでは、主にオンラインでの営業というところを考えているところが多いというふうに承知をいたしております。

このオンライン型の特性としては、利用者が場所や時間に制限されず、取引したいタイミングでいつでもサービスの提供を受けることができることなどが挙げられると思います。

また他方、店舗型の特性としては、利用者が担当者に直接相談し必要な情報やアドバイスを受けることにより、安心感を持って取引を行うことができるというようなことが挙げられるのではないかと考えております。

これらの二類型はどちらが優れているというものではなく、各業者においてそれぞれの強みを生かしたビジネスが展開され、利用者の利便性の向上が図られることを期待しているところでございます。

○那谷屋正義君 オンラインが主ではないかというようなお話だと思えますけれども、顧客に対する説明の方法とか顧客の理解度に違いが出ると思われま。

金融庁の指導監督の方針にも変化が当然そこで

は必要だというふうに思うわけでありま。特に指導監督において、この営業形態が対面かオンラインかということでのような違いを設けるべきと考えているか、確認をしたいと思います。

○政府参考人（栗田照久君） お答え申し上げます。

まさに委員御指摘のとおり、仲介業者の営業形態が対面であるのかオンラインであるのかによりまして、お客様に対する商品、サービス内容の説明方法、あるいは顧客情報の取扱いに関する本人同意の取得方法などに違いが生じてくるというふうに考えております。

この法律では、仲介業者に対しましては、仲介業務に係る重要事項の顧客への説明、取得した顧客情報の適正な取扱い、その他の措置を講じることを義務付けておりますけれども、こうした規制の執行に当たりましては、既存の仲介業者に対する監督体制も参考にしながら、営業形態の違いに応じて必要となつてまいりますお客様への説明体制、顧客情報の管理体制などが確保されますように、その営業形態に応じてしっかりと監督をしまいたいというふうに考えてございます。

○那谷屋正義君 私の年代の代表者として、私の世代はみんなこうだと言うことはおこがましい話ではありますけれども、オンラインで様々なことをやるというときに、物すごくやはり、ある

種の何とこのかな、怖いという抵抗感というか、そして、しかも、そういったものを見てみたときに、多くの中にその規約というのがあるんですね。この規約というのをちょっと見てみると、物すごい細かい字でどわっと何ページにもわたってある。それで同意しますかと、こう来るわけですよ。こんなもの読んで同意する人なんて本当にいるのかなというぐらい。

ところが、いろいろと金融庁の皆さんとお話ししていると、若者には物すごいこれがニーズが高いというような話もあって、本当にその辺大丈夫なのかなということがありますので、是非この対面かオンラインかという部分について、私なんかはやっぱりこういったものを、新たなものを手掛けようとするときには対面の方が本当は安心できるかなと、それでもまだ落ち度が出てくる可能性もあるわけですけども、いずれにしても、そこから辺を今後しっかりと指導監督していただきたいというふうに思います。

金融サービス仲介業者が兼業を行うということも可能である、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供することも可能であることは、これは衆議院の答弁から確認ができてくるわけですが、この場合、極端な話、顧客情報の提供だけで収益を上げるような業者が出てくる可能性がないとも限りません。

例えば、仲介業の収益よりも情報の提供による収益の方が多いような業者は今回の改正の趣旨とは異なるというふうに思われるわけでありませけれども、顧客情報の提供に特化した業者について金融庁はどう対応するおつもりでしょうか。

○政府参考人(中島淳一君) この金融サービス仲介業者については、銀行や保険会社とは異なり、あくまで仲介のみを行う業者であり、業務範囲を過度に制限する必要に乏しいことから、公益に反する事業を除いて広く兼業を行うことを可能といたしております。

したがって、御指摘のように、顧客情報を第三者に提供する事業の併営を行い、その事業の規模が仲介業務の規模より大きい金融サービス仲介業者が現れるということも否定はできないところでございます。

もちろん、金融庁としては、金融サービス仲介業務において利用者利便に資するような魅力的なサービスが提供されることを期待しているところではございますけれども、いずれにしても、この仲介業者においては、仲介業務を通じて取得した顧客情報について、個人情報保護法や金融分野ガイドライン等の規定に従った適切な取扱いを求めていきたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 今回の法改正によって、金融サービス仲介業者が取得する顧客の情報は非常に広

範にわたるわけでありませ。顧客自身も第三者全てへの情報提供に抵抗がある場合があるというふうに思います。

例えば、顧客が仲介業者に対して証券分野については興味がないのでその分野に対する情報の提供はやめてほしいというようなお願いをした場合に、それがしっかりと守られる体制にすべきというふうに考えます。顧客が同意の内容を十分に理解するとともに、業者が顧客の真意を十分に理解することが必要だというふうに思いますけれども、金融庁の見解をお示し願いたいと思います。

○政府参考人(中島淳一君) お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、金融サービス仲介業者による顧客の個人情報取扱いについては、個人情報保護法や金融分野ガイドラインに基づいて個人情報の利用目的を特定すること、個人情報の提供に際して本人の同意を得ること、目的外利用をしないことなどが求められております。

また、金融サービス仲介業者には、既存の仲介業者に対する規制を参考に、業務を通じて取得した顧客の非公開の情報について顧客の同意を得ることなく利用や授受を行うことを禁止するなど、顧客情報の適正な取扱いを義務付けるということを予定しております。

顧客に金融サービスの提案や商品説明が行われる場合には、こうした情報の取扱いに関する規定

に従った上で、顧客一人一人に適した方法で行われることが重要であります。

このため、金融サービス仲介業者には、投資商品については顧客の知識、経験、財産の状況及び投資の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行わないことなども義務付けることといたしております。

○那谷屋正義君 よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、資金移動業について伺います。
今回の改正では、現行の枠組みを第二種資金移動業として維持した上で、高額の送金を取り扱うことができる第一種資金移動業、少額の送金を取り扱う第三種資金移動業を創設し、全部で三つの類型ができることとなっております。今回、第一種資金移動業、第三種資金移動業の創設が必要だと判断された理由は何でしょうか。

○政府参考人（中島淳一君） ただいまの御質問にありましたとおり、本法案では、送金額に応じた資金移動業を三類型に区分するということにより、既存の資金移動業者やその利用者に与える影響を考慮して、まずは、基本的に現行の規制を維持する第二類型を残しつつ、これまで資金移動業者による取扱いが認められていなかった百万円超の金融ニーズ、これ、具体的には、例えば海外送金あるいは高額商品の購入時に必要

となる送金に対するニーズというものがありましたため、第一種資金移動業、高額類型を創設をいたしております。

また、現状において幅広く利用されている数万円程度、数千円程度の少額送金について、より低コストで利便性の高いサービス提供が可能となる環境を整備するために少額の第三種資金移動業を創設するというものでございます。

○那谷屋正義君 送金の上限額、こういったもので一応分けているということでありませうけれども、第三種資金移動業の送金上限額については、特に少額として政令で定める額というふうにされているわけでありませう。資金移動業者の送金額の実態を見ると、上限額を一万円未満とすれば約七割を、五万円未満とすれば九割をカバーできることというふうになります。

金融審議会のワーキング・グループでもこのような水準で議論されていたというふうには承知をされておりますが、金融庁は第三種資金移動業の送金上限額をどのように想定をされているのでしょうか。

○政府参考人（中島淳一君） 第三種資金移動業、少額の類型でございますけれども、これにおいては、利用者の資金について供託などの既存の保全方法に代えて分別した預金で管理することを可能とすることで、より低コストで利便性の高い送金

サービスの提供が可能となるような環境整備を考へております。

この少額類型における送金額の上限については、ただいま御指摘にありました金融審議会においては、公共料金や宿泊料金等の支払に利用されることも想定し、利用者利便を損なわないためにも五万円以下としてはどうかといった意見もあつたところでございます。

こうしたことも参考に、利用者利便と利用者保護のバランスに配慮して検討を進めてまいりたいというふうを考えております。

○那谷屋正義君 ほぼほぼ五万円というふうな形になるかと思いますが、しかし、少額といつても、少額の感じ方は人それぞれであります。また、時代の流れとともに少額の考え方というのも変わってくるというふうには思います。

上限額を政令で定めた後も利用者のニーズや利用実態等について引き続き調査検討などを行い、適時適切に見直しをしていく必要があるというふうに思いますけれども、金融庁の見解をお伺いします。

○政府参考人（中島淳一君） まさに議員御指摘のとおり、金融庁といたしましても、少額類型の利用実態など、この法律の施行状況を注視しつつ、利用者利便の向上や利用者保護の観点から必要があると思われられる場合には、上限額の見直しを

めて適切な対応を検討してまいりたいというふう
に考えております。

○那谷屋正義君 今回の改正によって、第三種資
金移動業者に対しては、利用者の資金について供
託等の従来の保全方式に代えて自己の財産と分別
した預貯金等で管理することが認められているわ
けであります。

まず、預貯金等による管理を認めることとした
理由について御説明をいただき、また、「預貯金
等」の「等」には何が含まれるのか、金融庁に確
認をいたします。

○政府参考人（中島淳一君） お答えいたします。
現行の規制においては、資金移動業者は、利用
者の資金について入出金に時間を要する供託や信
託での保全が求められており、実際に送金を行う
際には別途資金を調達する必要があるという状況
になっております。

このため、本法案では、相対的にリスクが低い
と考えられる第三種資金移動業に限り、利用者の
資金について供託などの既存の保全方法に代えて
入出金が容易な分別した預貯金等で管理すること
を認めることといたしております。これにより資
金移動業者の資金繰り負担が軽減され、より低コ
ストで利便性の高い送金サービスの提供につなが
るといふふうに考えております。

なお、「預貯金等」の「等」につきましては、

預貯金と同様に元本補填のある金銭信託を想定い
たしております。

○那谷屋正義君 なお、第一種資金移動業につい
ては保全額を営業日ごとに算定するというふうにな
っておりますけれども、その供託期限について、
一週間以内で内閣府令で定める期間内において業
者が定める期間内というふうにされておりますが、
具体的には何日以内の供託を金融庁は想定してい
るのでしょうか。金融審議会のワーキング・グル
ープ報告書では、外国為替証拠金取引業者、FX
業者に対して現在二営業日以内に信託することを
求めていることから、同水準の対応を求めることが
最低限必要であるとの考え方が示されておしま
すけれども、その方向性なのでしょうか。

○政府参考人（中島淳一君） 現行の規制におき
ましては、資金移動業者が保全すべき額を算定し
た日から実際に供託などの保全を行うまでの期限
は一週間以内とされております。本法案では、利
用者保護の観点から、こうしたタイムラグをでき
る限り短期化することといたしております。

具体的な期限につきましては今後内閣府令で定
めることとなりますけれども、第一種資金移動業、
高額類型については、破綻した場合の社会的な影
響の大きさなどを踏まえ、他の金融規制で最も厳
しいFX業者の例を参考に、二営業日以内とする
ことを想定しております。また、第二種、第三種

については、今後実務の状況を踏まえる必要がご
ざいですが、基本的には、一般の見直しの趣旨を
踏まえ、現行の一週間以内よりも短期化できる余
地があるのではないかとこの観点から検討してま
いりたいと考えております。

○那谷屋正義君 今、第二種、三種についてのお
話ありましたけれども、短期間ということです
けれども、具体的には大体何日以内というふう
に求める予定でしょうか。

○政府参考人（中島淳一君） ただいま申し上げ
ましたとおり、一週間以内という中で具体的に何
日にするかということについては、実務の状況を
見ながら検討してまいりたいということで、今こ
こで具体的な数字を挙げることはなかなか
難しいということを御理解いただければと思
います。

○那谷屋正義君 今難しいということですがそれ
も、そのことによってタイムラグというものが起
るわけですが、そのタイムラグに起因する
保全額の不足というのが利用者保護の点からは課
題になるわけでありまして。また、保全額が過剰と
なれば事業者の負担になります。可能な限り改善
することが利用者、事業者双方にとって求められ
るわけでありまして、現行の一週間からの
短縮がどこまで可能なのか、業者が現実的に対応
可能な算定頻度、供託期限を金融庁が見極める必

要があるのではないかとというふうに思いますが、再度金融庁の見解を求めます。

○政府参考人（中島淳一君） まさに議員御指摘のとおりでありまして、金融庁としても、利用者あるいは事業者双方の観点からも、こうしたタイムラグを実務上可能な限り短期化する方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 預貯金等による管理によつて業者の資金繰り負担の軽減を図ることで、利用者には低コストでのサービス提供を受けることが可能になるメリットもあります。一方で、この預貯金等による管理では必ずしも倒産隔離が効かないため、業者が破綻した際には利用者が十分な資金の還付を受けられない場合というのも想定できません。この点、金融庁はどのような考えをお持ちでしょうか。

○政府参考人（中島淳一君） この第三種資金移動業では、利用者の資金について既存の保全方法に代えて分別した預金で管理するというのも認めることといたしております。

他方で、利用者保護ということも非常に重要であることとございますので、預金による管理の状況や財務書類についての外部監査を新たに義務付け、モニタリングを強化いたします。

また、利用者一人当たりの受入額も少額に限定することで、個々の利用者が仮に被る場合の影響

を限定することなどへの対応も同時に講じることをといたしております。

金融庁といたしましては、こうした枠組みの下、資金移動業者が利用者の資金を適切に管理し、業務を適正に遂行していくようモニタリングをしてまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 預貯金等による管理は少額類型にのみ認められるものでありますけれども、一件一件が少額であっても、顧客数が多ければ事業者が取り扱う金額は総じて大きくなるわけでありまして、破綻時の影響も大きくなるというふうに思います。利用者保護を第一に考えて、今お話をされたような、適切に指導監督していくべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

今回の改正では、いわゆる収納代行のうち、割り勘アプリのように実質的に個人間送金を行う行為が資金移動業の規制対象であることを明確化することとしております。この割り勘アプリについては、現在業者が存在しないというふうに聞いております。

こうした中で、今回の改正で措置する理由は一切何なのか教えていただきたいというふうに思います。その際、今後、割り勘アプリ業者が増加するということを見込んでなのか、それとも別の事業を行う者を想定しているのか、そういったこと

を含んでお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人（中島淳一君） 本法案では、サービスの機能や実態に着目し、収納代行のうち、債権者である受取人の保護を図ることが必要と判断されるものについて、資金移動業の規制対象となることを明確化することとしております。

割り勘アプリについては、収納代行の形式を取りつつも、サービス提供者は利用者から別の利用者への資金のやり取りに介在しているという点で送金事業者と同様の機能を有していること、また、一般消費者である債権者、債務者双方がサービス提供者に対して信用リスクを抱えるおそれがあり、利用者保護の必要性が高いと考えられることから、今般、規制対象となることを明確化しております。

御指摘のとおり、こうした金融庁の方針も踏まえまして、現時点で割り勘アプリを無登録で行っているという事業者は存在していないというふうに認識しております。

ただ、この法律でこうしたことを規定することにより、今後このような類似のサービスをする場合には登録が必要であるということを明確化し、今後、利用者保護を踏まえて適切なサービスが提供されるということを期待をいたしております。

○那谷屋正義君 今後、これが、割り勘アプリの業者が増えるということとか、そういうことではなくて、こういった規制の下にそういった、きち

つとした割り勘アプリ業者がもし出てくるのであればそういったことに期待したいと、こういうことですね。はい。

割り勘アプリもここ数年で現れたサービスなわけでありませぬ。収納代行サービスについては引き続き実態の把握に努め、新たなサービスが出てきた際にも対応できるように、利用者保護の観点から制度の在り方を検討することが必要だというふうに考えますけれども、金融庁の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人（中島淳一君） 今般の制度整備に当たっては、現時点で把握できている収納代行の形式を取ったサービスを念頭に規制の適用の必要性について検討を行ってまいりましたが、技術の進展や事業者の創意工夫により、今後、収納代行の形式を取った新たなサービスが提供される可能性もあるというふうに認識しております。

現時点で割り勘アプリ以外の収納代行で規制対象とすべきと考えているサービスがあるわけではございませんが、金融庁としては、今後とも、収納代行をめぐる動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態を踏まえ、規制の可否を適切に判断してまいりたいというふうと考えております。

○那谷屋正義君 ここまで、金融サービス仲介業、そして決済法制、資金移動業について懸念される

部分について概略的に聞きをしたわけでありませぬけれども、今回の改正による金融サービス仲介業や資金移動業の三類型の枠組みについて、麻生大臣は率直に、何年間このまま改正することなく継続できるというふうに思われているのか。利用者サイドではニーズの変化やリテラシーの向上、事業者サイドでは技術の進展など、金融を取り巻く環境の変化は著しいというふうに思います。私なんかとても付いていけないので、本当に、元々この法案ってどうして必要なのかなというのは分からなかつたんですけれども、引き続き金融審議会等での検討を続け、適切なタイミングで見直しの措置を講ずることが必要だというふうに思われますけれども、大臣の所見を伺います。

○国務大臣（麻生太郎君） 今御質問の中で割り勘アプリの話がありましたけど、これは確かペイモといったかな、そういった会社があります。三、四年前から商売を、こういうのをやっていたんですけれども、去年だったかな、これはやめています。そういった意味で、今割り勘アプリやっている会社はないんですけど、また出てこないという保証はありませんし、いろんな意味で、このテクノロジーというか技術の進歩というのは物すごい勢いで増えてきて、何となくこういうキーボードをたたかなくても音声入力できるとか、しかもそれが、最近の音声入力はすごい進んでいま

て、あのオオシマの日本語でもちゃんと入るようになったんです。大変なものなんです。技術の進歩は。本当にあの日本語でおまえ通じることかといつて、ちゃんとあれ用にでき上がっておる。筑豊弁でも入るようになった。これ、すごい進歩ですよ。こんなもの出てくると、これ多分、那谷屋先生、我々のレベルでもやれるような時代が多分出て今きつつあるんだと。音声で全部できますから、書かなくてもいい。音声入力だけで、返事も全部音声で返ってきますから。

そういったようなことになってきますんで、今御指摘のように、このシステムというか、この規制だけでどれだけでもつかと言われても、ちよつと技術の進歩がとてつもないという話になってきていると思いますので、サービス業自体には、今こういったものに入ってこようという業者、新規の業者の意欲はそれなりに旺盛だと聞いておりますので、七十社とか八十社とかいっていますからそれなりになるんだと思いますけれども、これどうまいこと事業者間同士のサービス競争なりが起きて、そういったもので切磋琢磨、お互いの競争が結果としてそういったもののサービスを向上させることにもなっていくし、さらに、いろんな我々の想像できないような多種多様なサービスとというのが出てくるんだということを期待しておりますけれども。

その上で、やっぱり今回のコロナのおかげで、

少なくとも対面販売とかそういうったようなことが避けた方がええということになった時代には、これはたまたまですけど、これはたまたまこれが偶然にこの新しいシステムというかサービスというのは適応しているんだとは思いますが、これを多分さらにいろんな意味で予見し得る範囲、私でも出させていただいておりますけど、これ常に見直していかないと、もうそんな時代じゃないとかいろんな話になるんだと思いますので、私どもとしては、制度面で更に見直す必要があるんじゃないかということになった場合には、これはもう我々としては適切に、その時代に合わせた、その技術に見合ったようなものにして、保護かつ利便というものをやっていかないかぬだろうと思っておりますので、どれくらいもつかと言われても、ちよつとその時間的な観念をちよつと今の段階で申し上げることはできないと思っております。

○那谷屋正義君 具体的な数字をお述べいただくことはできないだろうというふうには思っております。

どの時代になっても、私が思うのはやはりユーザーの方の安全性。利便性ももちろん大事なんですけれども、安全性というものがなければ全体的なわりが成り立たないのではないかと、いうふうに思うので、その観点から見直していただきたいと

いうふうに思います。

金融サービスが高度化、多様化しているということから、金融機関等におけるセキュリティ向上を図るためのシステム開発、導入が求められております。

金融庁は、金融機関におけるセキュリティ対策の動きというものをどのように見ているのでしょうか。そして、今後どのように支えていくつもりなのか。

○政府参考人（森田宗男君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、金融機関が顧客に安定的な金融サービスを提供する上で、セキュリティの確保は極めて重要であるというふうに認識しております。

こうした考えの下、金融庁といたしましては、これまで金融機関のシステムリスクやサイバーセキュリティ等に関するモニタリング等を通じて、各金融機関に対してセキュリティ対策の確保を促してきているところでございます。

各金融機関におきましては、総じてセキュリティの重要性を認識し、必要な対応をできていくと認識しておりますけれども、セキュリティ脅威の高まりやデジタルライゼーションの進展など最近の情勢を踏まえれば、規模、特性に応じた高度化を図っていく余地があるというふうに考えて

ございます。

今後、IT技術の利活用等により、手続の簡素化や金融サービスの電子化など、利用者の利便性向上に取り組んでいくことは重要と考えておりますけれども、その前提といたしまして、セキュリティの確保はますます重要な課題となってきたというふうに考えます。

金融庁といたしましては、引き続き、金融機関のセキュリティ対策の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 また、金融機関によっては、例えば店頭での口座開設でも印鑑を不要とした事例もあるようです。

今まで利用者保護という観点ですと質問させていただいておきながら次の質問をするのもあれなんですけれども、セキュリティを高めながらも手続の簡素化や電子化を進める必要があるというふうに思いますけれども、金融庁の見解をお伺いします。

○国務大臣（麻生太郎君） これは、今ほど森田の方から御答弁申し上げましたけれども、いわゆるITの技術が進化する、それにハッキング等々ITに割り込んでくる技術等々も更に進化する、そういったような状況にありますので、いわゆる利便性は高くなるけどセキュリティ大丈夫かというものは、これ物すごく大事なところなんだと思

っております。

例えば、昔、そうですね、アメリカの国債というのとはちゃんと紙があったんですけど、今は紙なんか全くありませんから、あれ、デリート一枚押されたらぱっと消えちゃうというぐらい、物すごく寸時で国債は消えますから。そういったような技術で絶対ハッキングされないということになっていきますけれども、そう信じて皆アメリカの国債というのを、各国、ドル決済しておられる国々は皆するんです、何十億ドルとか、もっとおられるんだとは思いますが。

いわゆるサービスの利便性と安全性というのは、これも間違いなくバランスを確保することが極めて重要な点だと思っておりますので、電子化とか、何ですかね、最近の言葉で言えば、片仮名で言えばデジタルイゼーションとかいろんな言葉がありますけれども、そういったものに対して、この安全という点は、これは最も利用者保護という意味においては最も大事なところで、お客というか、ためた年金があつという間に間違えてなくなっちゃうということになりかねぬので、自分で捺印押すこともなくぱつというようになる。そういったような時代になってきていますので、それは便利は便利だし、銀行まで行かなくていいし、自宅でもできるし、いろんな意味で、音声で入力もできるしというふうなもので、セキュリテ

ィーの技術も更に進歩していくとは思いますが、でも、同時にそれを上回るハッキングの技術もまたというふうなことも十分に考えながら、我々としては利用者の保護と利便性の向上というものに対して両方よく目配りをおこなうかぬところだと思えますけれども。

何となく、昔と違って今は個人金融資産が一千九百六十兆というもうとてもじゃない膨大な数になっておりました、今対外純資産も世界一というふうな状況が続いておりますので、こういったもの一発で一つひっくり返るなんということになりかねぬというんで、それを国全体でやろうなんという不屈きな人たちが出てこないなんという保証はありませんから、そういった意味では、いろんなことを考えて、万全を期して、さらにこの種の話も、常に新しい技術等々に対して目配りをおこなうかぬものだと思います。

○那谷屋正義君 どちらかというアナログを大事にする我々、我々というか、今大臣も言われましてけれども、この世代が、デジタル化あるいはこのオンライン、そういったものでいろんなものが進められていくことに対して、ある種の抵抗感を感じながらも、しかし、それに乗り遅れていては生きていく上で対応できないということ非常に大事なんですけれども。

今のセキュリティーの話でいえば、定額給付金

の受付を始めたときに、新宿の方でオンラインでやったところ、これは早く欲しいからオンラインでやったわけですけども、この情報がだだ漏れだったということで、これをいきなりもうストップしちゃった、ますます混乱をしたということがあります。

また、一昨日辺りのニュースを見ていると、新聞を見ていると、マイナンバーと銀行の口座をリンクさせるようなそんな法案も今考えているというふうな、そんな情報も流れておりますけれども、マイナンバーそのものがまだ国民の支持率が得られていないというふうなことで、非常に難しい話だというふうに思いますけれども。

いずれにしても、頼るべきは、やっぱり国民の頼るべきは、そのところのセキュリティーについては政府なんだというふうに思うんですね。政府がそのところをしっかりとやってくれるということであればマイナンバーももっと普及していく可能性もあるだろうし、今のような定額給付金の問題も起きなくなるだろうというふうに思うわけでありますので、今後ともこの部分についてしっかりと指導監督含めてやっていただきたということをお願い申し上げたいと思いますけれども、再度見解をお願いしたいと思います。大臣からの見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君） このセキュリティー

と利便性、マイナンバーというようなものを見ましても、今ちように過渡期にあるんだと思いますけれども、このマイナンバー、最初にやらせていただきましたのは総務大臣していましたが、それから十数年前にこれをやらせていただいて、こんなものを利用する人がいるのかと当時総務省の人に言った記憶があるんですけども、以来全然普及しませんでした。見させと思って、あのときそのときに言ったんですけども。

今回、マイナンバーだと早いというので、十万円受け取るような話が今度あったときにはマイナンバーの方が早くということになった途端に、今度は、今一日八万件とか六万件、今総務省の話ですけれども、応募している人がそれぐらいいて、その応募の対応が間に合わないぐらいの話になるほど今、利便が上がるとなった場合はそれと、昔はあんなものを持つたって何に使えんだと、免許証の代わりぐらいにしかならないじゃないか、身分証明書の代わりかというような話だったものが、今、こういったものが出てくると、これによって保険もできる、何も下りるといようなことになってくると、このマイナンバーというのを持っていけば、これ一枚あれば何ということありませんからというので、何でもこれが使えますということになると出てくる。

そういったもののあれを対応できる、役所がそ

ういうレベルになっているかといえ、全然なっている、地域間、千七百六十市町村ありますので、幾つもの差があるんだと思いますし、窓口のレベルも随分個々によって違うと思いますので、そういったのがばらばらになっている。

そうすると、京都だったかな、あれはたしか紙のあれもマイナンバーも差ができるからというんで、マイナンバーの人も紙の人も両方一緒に扱おうと。何ですとか言ったら、届く日にちを一緒にしたいと言つて、したんだよね、たしか京都はそれが進んでいるやり方なのか民主的なのか、どういうやり方なのか意味が分からぬと思つて聞いていましたけど、そういう話もあるわという話を、総務省でしたけど、だからたしか京都だったと思いますけど、そういった話が出ていますので。

今ちように過渡期であるんだとは思いますが、でも、そういったものを利用するはいいけど、言われたように、混乱をするという状況は、それは何のために持っているんだか意味が分からないことになりますので、そういった意味では、そういったようなことが起きないように、慣れるための時間も要るとは思いますけれども、加えて、慣れたらこれ慣れたで、今度セキュリティという点は慣れがゆえに生じるという点も考えにやいかぬ、いろんなことを考えて、おっしゃるような点は十分に注意を払いながら進めていかねばならぬと思

っております。

○那谷屋正義君 来週、第二次補正予算が国会に提出され、審議をされる予定になっておりますけれども、その中にも給付金等々の手続を要するものがございます。できるだけ簡素に、そして、しかも安全にということを期待をしたいというふうに思います。これまではちよつとやはりまだまだ十分行き届いていないというふうな評価をすることができない状況でありますので、そのことをお願いいたします、私の質問、終わりたいと思っております。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。よろしくお願ひいたします。

本日は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案の審議ということですけれども、大きく二つの法整備から成っているというふうに思います。一つが新しい金融サービス仲介業の創設であり、そしてもう一つが決済法制としての資金移動業の規制の見直しだと思います。

今回の法案提出の経緯としては、平成二十九年の十一月に麻生大臣が金融審議会に諮問をしたのが出発というふうに向っております。この審議会に金融制度スタディ・グループが設置をされまして、令和元年九月にこのスタディ・グループが決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキ